

令和 8 年 8 月 6 日

長野労働局長
木村 聡 殿

長野地方最低賃金審議会
会 長 山本 恭子

長野県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 8 年 7 月 3 日付け長野労発基 0703 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので答申する。

また、別紙 2 のとおり令和 8 年 7 月 28 日付け中央最低賃金審議会の「令和 8 年度地域別最低賃金額改定を目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和 6 年 10 月 1 日発効の長野県最低賃金（時間額 998 円）は令和 6 年度の長野県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

さらに、長野県最低賃金の改正決定にあたって、当審議会の総意として、別紙 3 のとおり、政府に対して強く要望する。

長野県最低賃金

1 適用する地域

長野県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間1,117円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和 8 年10月 2 日

長野県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 長野県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 998円
- (3) 発 効 日 令和6年10月1日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和6年度
- (3) 生活保護水準（令和6年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の長野県内人口
加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（96,335円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の（2）に掲げる金額の1箇月換算額（注）と上記2の（3）に掲げる金額とを比較すると長野県最低賃金の下回っているとは認められなかった。

（注）1箇月換算額

$$998\text{円（長野県最低賃金）} \times 173.8 \text{（一箇月平均法定労働時間数）} \\ \times 0.824 \text{（※可処分所得の総所得に対する比率）} = 142,925\text{円}$$

※令和8年7月10日開催の中央最低賃金審議会第2回目安に関する小委員会配布

資料で示された比率

長野県最低賃金専門部会総意の政府に対する要望について

- 1 中小企業・小規模事業者の労務費・原材料費・エネルギーコスト上昇分の適切な価格転嫁を実現するため、所管省庁は、令和8年1月から施行された取適法・振興法を着実に執行するため、執行体制強化と周知徹底を行うこと。また、宿泊業や飲食業などB to C事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくこと。
- 2 中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を行うこと。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を行うこと。また、申請から実際に支給されるまで、複雑な手続と煩雑な書類の提出などのため、中小企業・小規模事業者が申請を断念されることのないよう、申請手続等の簡略化や申請期間等の十分な確保を図ること。
- 3 労働者がいわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう「年収の壁・支援パッケージ」の活用促進と制度の充実を図ること。また、昨年7月に拡充したキャリアアップ助成金による事業主への支援や、今年4月から開始した被扶養者の新たな認定方法の取扱いの円滑な実施に取り組むこと。
- 4 地方における最低賃金審議会及び専門部会に関し、十分な調査審議の日程、時間の確保や発効日を考慮し、地域別最低賃金改定の目安についての地方に示す日程、いわゆる中央最低賃金審議会の答申の日程を早めること。また、引き続き、法定3要素に係る都道府県別データの充実等に関し、地方最低賃金審議会を援助していくこと。